

国立大学法人奈良教育大学財務委員会規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年2月24日規則第16号
改正 平成18年3月16日規則第26号
改正 平成20年3月14日規則第18号
改正 平成23年2月25日規則第9号
改正 平成24年3月22日規則第22号
改正 平成29年9月22日規則第25号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学財務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、財務に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 予算の企画立案（予算配分の基本方針の検討を含む。）に関する事。
- 二 予算配分に関する事。
- 三 収支状況の確認に関する事。
- 四 決算案の分析検討に関する事。
- 五 資産の運用方法に関する事。
- 六 その他財務に関し必要な事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（企画担当）
- 二 理事（教育担当）
- 三 理事（総務担当）
- 四 副学長（研究担当）
- 五 本学専任（教職大学院専任を除く。）の教員の中から教授会において選出された者
2人
- 六 教職大学院会議において選出された本学教職大学院専任の教員 1人
- 七 教育研究支援機構を構成するセンターの長及び保健センター長のうちから 2人
- 八 附属学校部長及び附属学校の校園長のうちから 1人
- 九 事務局長
- 十 財務課長
- 十一 学長が指名する者 若干名

2 前項第五号、第六号及び第十一号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第五号、第六号及び第十一号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任の禁止)

第5条 第3条第1項第五号に掲げる委員は自己評価委員会、施設整備委員会、学術研究推進委員会、人事委員会、教務委員会、教育実習委員会及び学生委員会の「教授会において選出された者」として選出される委員を兼ねることはできない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副学長(企画担当)をもって充てる。

(副委員長)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長を補佐する者として、副委員長を置くことができる。

2 副委員長に関して、必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第8条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して、必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(学長への報告)

第12条 委員会で決定した重要な事項は、学長に報告する。

(事務)

第13条 委員会の事務は、財務課が処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第16号)

1 この規則は、平成17年2月24日から施行する。

2 第3条第1項第二号の規定により、平成16年4月1日より委員となった者のうち、半数の委員の任期は第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成18年規則第26号）

この規則は、平成18年3月24日から施行し、第5条を改正する規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第18号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第9号）

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則（平成24年規則第22号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第25号）

この規則は、平成29年9月22日から施行する。